

「完食！二十面相出没店」登録実施要領

名張市 地域環境部 環境対策室

1 目的

まだ食べることができるにもかかわらず、廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減に取り組む事業者を「完食！二十面相出没店」（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、事業者及び来店者の意識啓発を図り、生ごみの減量及び食品ロスの削減を促進することを目的とする。

2 対象事業者

名張市内で営業する飲食店、宿泊施設（以下、「店舗」という。）とする。ただし、代表者または役員が暴力団員ではないこと及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

3 登録の要件

次に示す取組事項を1つ以上実施する店舗を協力店として登録する。

- (1) 小盛メニューやハーフサイズの導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
(例：宴会での食べきりの呼びかけ、適量注文の呼びかけ)
- (3) お客様の要望に応じて、量の調整や苦手な材料を抜くなどの対応
- (4) お持ち帰り希望者への対応
(例：消費期限等を説明した上で、持ち帰り容器の提供)
- (5) ポスター等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (6) その他、食べ残しを減らすための取組
(例：料理を食べきった場合、次回使えるクーポン券の配布やポイント付与等)

4 取組内容

- (1) 協力店は、登録した取組事項を積極的に実施し、生ごみの減量及び食品ロス削減に努めるものとする。
- (2) 協力店は、名張市から配布された食品ロス削減啓発物等を店舗内の見えやすい場所に掲示し、来店者へこの取組について、積極的にPRし、周知を図るものとする。
- (3) 協力店は、名張市で実施する取組に関する各調査へ協力するものとする。

5 申請方法

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）を地域環境部環境対策室へ郵送、FAX、メールまたは持参のいずれかの方法で提出する。
- (2) 環境対策室は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は、登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対してポスターなどの啓発物等を配布する。

6 協力店の紹介

- (1) 名張市は、協力店の取組内容等について、名張市ホームページ等で紹介する。
- (2) 申請者は、名張市に申請書を提出した時点において、店舗情報を名張市ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

7 登録の中止

- (1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式2）を環境対策室へ届け出るとともに、名張市から配布された啓発物等の掲示を速やかに中止しなければならない。
- (2) 環境対策室は、登録中止届の内容を確認し、登録者名簿及び名張市ホームページ等から削除するものとする。

8 登録内容の変更

- (1) 協力店は、申請書（様式1）に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届（様式3）を環境対策室へ提出するものとする。
- (2) 環境対策室は、変更届の内容を確認し、必要に応じて名張市ホームページ等の掲載内容を修正するものとする。

9 登録の取り消し

- (1) 名張市は、協力店が要件を満たしていないと認められるとき、協力店としての信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、すみやかに啓発物等の掲示を取りやめること。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。